

15. Q & A

区ホームページ〔ページID：1562〕に随時更新していますので、ご覧ください。

申込みに関すること

問1 どのくらいの勤務を「就労」とみなしますか？

答1 入園選考においては、月48時間以上の勤務の場合に「就労」とみなします。

問2 区立保育園と私立保育園では、申込方法や選考方法は異なりますか？

答2 申込方法、選考方法とも同じです。ただし私立保育園の延長保育に関しては、内定後に各保育園にお申込みください。(34～36ページ参照)

問3 入園選考はどのように行うのですか？ 先に申し込んだ方が有利になりますか？
また、何回も相談に行ったり、申込書と一緒に嘆願書を出すと有利ですか？

答3 先着順ではありません。要件確認書類・資料のみで選考し、選考指数の高い方から内定するため相談回数や嘆願書によって有利になることはありません。

問4 希望園をたくさん記入すると、第1希望が空いていても、第2希望以降に回されることがありますか？ 第1希望のみの方が有利ですか？

答4 選考は、まず申込者の選考指数を決め、指数の高い方から一人ずつ第1希望園から順に選考していく仕組みになっています。希望園の数や順位によって有利、不利になることはありません。通える範囲内の保育園等を通いたい順番で記入してください。

問5 定員に空き(募集)がない保育園等も、希望することができますか？

答5 希望することができます。退園等で空きができた場合でも、申込締切日までに申込みをしていなければ、選考の対象になりません。

問6 保育園ごとの申込者数や倍率はわかりますか？

答6 令和9年4月入園分の保育園ごと、年齢ごとの申込者数は、12月28日(月)に、区のホームページ〔ページID：1561〕に掲載する予定です。

※4月以降は〔ページID：1587〕の認可保育園(空き数等)バックナンバーから確認できます。

倍率は、申込者数を入園可能数で除した数字で表すことができますが、入園可能数は選考直前まで増える場合があることや、複数園のお申込みが多いことから、実際の倍率は出していません。

(ある保育園の入園可能数が1名として、20名お申込みがあれば20倍と言えますが、実際はお申込み20名のうち別の保育園も希望して、別の保育園に内定した方がいれば申込者数から除かれますので、20倍にはなりません。)

問7 選考指数はどのように決めるのですか？

答7 選考指数は、30～31ページをご覧ください。例えば次のように計算します。

保護者①が週5日、週35時間就労する	保護者① 利用基準指数	40
保護者②が週5日、週40時間就労する	保護者② 利用基準指数	50
申込児を認証保育所に有償で預けている (週5日・1日8時間)	調整基準指数	6
	(合計) 選考指数	96

問8 保育園ごとの入園できた世帯の指数を教えてくださいませんか？

答8 入園可能数が少数のクラスも多くあり、入園者の指数を公開することで個別の家庭の状況が推測される場合もあるため、公表していません。

また、お申込みされる方の状況は毎年異なるため、入園できた世帯の指数は、保育園ごと、年齢ごとで大きく異なります。

※たとえば指数が高くて空きがなければ内定することはなく、逆に指数が低くても他に希望している方がいない場合などは内定することがあります。このように他の方との比較で内定できるかどうか決まるので、指数が何点あれば入園できるといったものではありません。

問9 認可外保育施設に有償で子どもを預けている場合、受託証明書を提出すれば“保育の調整基準番号12”は、必ず加点されますか？

答9 “保育の調整基準番号12”は、就労等の理由で保護者が保育にあたることができない時間に月48時間以上預けている場合は加点しています。内容によって加算対象外となる場合もあります。また、保護者の方が、申込児の育休中の場合は加算対象外となります。

問10 令和9年4月15日に育児休業を終了し、その後小学校入学まで育児短時間勤務を取得する予定です。選考の際にはどのようにになりますか？

答10 復職前と比べ週の勤務日数が減少する場合は、短縮後の勤務日数で選考されます。(26ページ参照)

なお、自営業の方は申込時に提出された就労証明書の勤務日数・時間で就労をお願いいたします。

問11 派遣社員ですが、就労証明書は派遣元・派遣先どちらで証明してもらえばよいですか？

答11 勤務状況について把握し、ご記載いただけるのであれば、派遣元・派遣先どちらで証明していただいてもかまいません。

問12 障害児の選考は、どのように行われますか？

答12 障害の有無にかかわらず保育園の入所要件があり、集団保育が可能なお子さんは、指数の高い方から選考します。ただしお子さんの状況によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただく場合があります。記載された事項を当該施設および事業者へ情報提供させていただく場合があります。

なお、医療的ケアが必要なお子さんは、区立指定保育園における医療的ケア児枠での受入および居宅訪問型保育事業について、37～41ページをご覧ください。

問13 4月の入園可能数や一次選考の結果について、問い合わせはできますか？

答13 10月20日(火)から区のホームページ(<https://www.city.setagaya.lg.jp/>)〔ページID:1561〕で、令和9年4月の入園可能数を見ることができます。また、一次選考結果については、1月20日(水)以降であれば電話(保育認定・調整課入園担当 電話5432-1200)でお答えします。

※4月以降は〔ページID:1587〕の認可保育園(空き数等)バックナンバーから確認できます。

問14 保育園の申込みをするにあたり保育料階層を教えてください。

答14 お申込みの段階では保育料階層をお答えすることはできません。ただし、お手元に“給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書”や“住民税課税証明書”があれば、保育料の階層の目安をお答えすることができます。
詳しくは保育認定・調整課入园担当までご連絡ください。

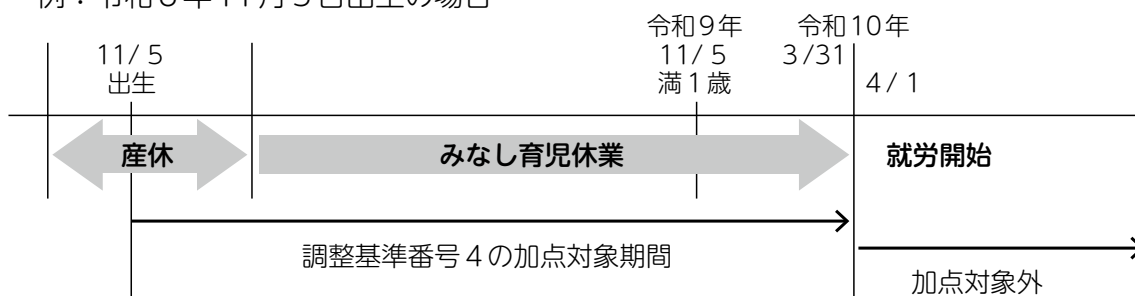
問15 申込児の状況(申込書 第4面)の記載内容が入園選考に影響することはありますか？

答15 入園選考には影響はありません。お子さんが安心して保育園で生活するための基礎資料となりますので、正確な情報をありのままご記載ください。ただし、入园前に保育園で実施される面接およびお子さんの健康診断等の結果、集団保育が困難であることが確認された場合は、内定が取消になることがあります。

問16 令和8年11月に子どもが生まれる予定です。自営業で仕事をしていますが、出産後、お休みしようと考えています。みなし育児休業期間はいつまでですか？

答16 自営業の方で出産後お休みをとる場合、みなし育児休業期間は、労働基準法に基づく産休期間と、育児・介護休業法に基づく育児休業期間に引き続き、お子さんが満1歳を迎えた年度末(3月31日)までとなります。

例：令和8年11月5日出生の場合



内定に関すること

問17 内定したと保育園から連絡があり、入園月前の面接・健康診断の日程調整の話をいただきました。しかし、都合が悪く指定された期間での面接・健康診断を行うことができません。入園月に入ってから面接・健康診断を受けてもかまいませんか？

答17 認められません。保育園長からの面接・健康診断の結果を受け、入園を承諾しています。入園前月末日までに面接・健康診断を受けられない場合は、内定取消となります。

問18 転園内定後に転園する必要がなくなった場合、内定辞退をすれば現在在籍している保育園に通い続けることはできますか？

答18 転園の内定を辞退して、在籍している保育園等に戻ることはできません。ただし、在籍園の定員に空きがある場合に限り、継続して在籍することが可能です。転園の意志がなくなった場合は、速やかに申込みを取り下げてください。

問19 入所内定を辞退した場合、ペナルティはありますか？ 今後の選考で不利になりますか？

答19 内定辞退された方へのペナルティはありませんが、例年多くの辞退者がおり、本来内定出来た方が内定できない等大きな影響が出ていますので、慎重な保育園選びにご協力いただきますようお願いいたします。

問20 現在、育児休業中です。保育園の内定連絡をもらいましたが、復職する際に気を付けることはありますか？

答20 『復職』とは、育児休業の承認を受けた会社に職場復帰することを指します。育児休業中または育児休業終了後、入園月前に勤務先を退職（転職含む）した場合や入園月中に育児休業を取得した勤務先に復職をしなかった場合は、入園取消（退園）となります。なお、復職の確認は、育児休業を取得した勤務先が作成する復職証明書で行います。

育休取得前と同じ勤務条件（勤務日数・時間）での復職が必要となるため、ご注意ください。

事例① 育児休業から復帰する場合（勤務日数・時間は同じ）

		申込時	入園時
ア	○	A社で育休取得中	入園した月にA社へ復帰
イ	×	A社で育休取得中	入園した月にA社ではなくB社に復帰
ウ	×	A社で育休取得中	入園した月の翌月にA社に復帰

☑は、育児休業を取得したA社に同じ労働条件で復帰しているので『復職』に該当します。保育の調整基準番号4の「申込児の産休明け、または育休明け予定の場合」に該当します。

☒は、A社に復帰せずに、別のB社に入社しているので『復職』には該当せず『転職』となります。保育の調整基準番号4の「申込児の産休明け、または育休明け予定の場合」に該当しません。産休・育休明け予定として申し込んだ方が☑に該当する場合は、入園取消（退園）となる場合があります。

☓は、育児休業を取得したA社に同じ労働条件で復帰しているものの、入園した月の開園日までに復帰をしていないため、入園取消（退園）となります。

事例② 復帰後の派遣先が未定の場合

派遣元Aに雇用され、派遣先Bで勤務していて、育休を取得しているケース
(勤務日数・時間は復帰後も同条件で勤務)

		申込時	入園時
エ	○	派遣元Aで育休取得中	派遣元Aとの契約を継続し、派遣先Bで勤務
オ	○	派遣元Aで育休取得中	派遣元Aとの契約を継続し、派遣先Cで勤務
カ	○	派遣元Aで育休取得中	派遣先Bと直接契約で勤務
キ	×	派遣元Aで育休取得中	派遣元Aに復帰せず、派遣元Dに復帰し、派遣先Bで勤務

『復職』とは、育児休業の承認を受けた勤務先に職場復帰することですが、派遣社員の方の勤務先とは、『派遣元』を指します。☑、☒は派遣元Aに復帰しているので、派遣先が前と違う場合でも『復職』に該当します。

☓は、派遣先は同じですが、派遣元Aに復帰せず、新しい派遣元Dに変更しているので、復職には該当せず『転職』となります。入園取消(退園)となる場合があります。

事例③ 入園後の勤務時間を変える場合

		申込時	入園時
ク	○	育休取得中	申込み時の就労証明書の勤務時間で復職
ケ	○	育休取得中	育児時間・育児短時間制度等(※)を使って復職
コ	×	育休取得中	育児時間・育児短時間制度等によらず、勤務日数・勤務時間を短くして復職

※週の勤務日数が減少しない場合に限る。

☑は、同じ勤務条件で復職しているので問題ありません。☒の時間短縮制度を利用する方は週の勤務日数が減少しない場合は問題ありません。

☓は、入園時に戻って再選考となり、内定できない状況の場合は入園取消(退園)となる場合があります。

問21 世田谷区内の認可保育園に在園しています。世田谷区外へ転出しますが、継続して世田谷区の認可保育園に通うにはどのような手続きが必要ですか？

答21 転出先の自治体で、お手続きをお願いいたします。必要書類等は、転出先の自治体で必要とされるものをご用意ください。なお、転居先の自治体に転入された月中に継続通園および支給認定の申請手続きをしてください。

問22 世田谷区外の認可保育園に在園しています。世田谷区へ転入しますが、継続して世田谷区外の認可保育園に通うにはどのような手続きが必要ですか？

答22 世田谷区に転入された月中にお手続きをお願いいたします。必要書類は、以下のとおりです(子ども家庭支援課窓口または郵送で受付可)。

- ① 世田谷区様式の保育所等入園(転園)申込書兼教育・保育給付認定申請書(2号・3号用)
 - ② 要件確認書類(就労証明書等、詳細は18～19ページ参照)
 - ③ 保育料階層を決定するための税書類(詳細は20ページ参照)
- ※状況によっては、上記以外の書類の提出を求める場合がございます。

問23 車での送迎は可能ですか？

答23 通園用の駐車場はありません。違法駐車は危険であるとともに、近隣の迷惑になりますので、絶対におやめください。緊急時等、やむを得ず車を利用する場合の対応については、予め各施設にご確認ください。なお、入園の決定に際しては、保護者と運営法人の間で自家用車による登降園を行わない旨の誓約をしていただく園もありますので、ご了承ください。

問24 認可保育園に在園しています。離婚前提の別居をした場合、延長保育料はいつから変わりますか？ またどのような手続きが必要ですか？

答24 世田谷区では、離婚前提の別居が1年以上続いている場合に延長保育料を再計算します。別居が始まった際に世帯状況等変更届にて「離婚前提の別居」とご記載の上、通っている園へご提出ください。

届出日から1年以上離婚前提の別居が続いている場合は、1年後に再度、離婚前提の別居状態が続いている旨を記載した世帯状況等変更届を提出してください。

延長保育料の変更は、2度目の世帯状況等変更届の提出の翌月以降になります。

問25 在園中に転職予定ですが、気を付けることは何ですか？

答25 入園時点の就労日数・時間を保ってください。指数が減少する時は、在園ができなくなることがあります。[ページID：18376]

問26 第1子が保育園に在園していますが、第2子出産時に育児休業を取得します。第1子は在園を継続できますか？

答26 〈育児・介護休業法に基づく、育児休業を取得している方〉

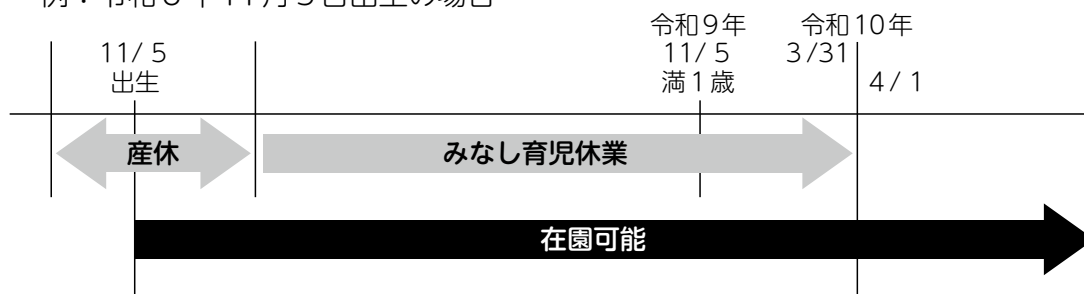
生まれたお子さん(第2子)の育児休業を取得される場合でも、上のお子さんのクラス年齢を問わず、継続して在園することが可能です。

〈雇用保険未加入者、自営業などで育児休業が取得できない方〉※下記の図を参照

生まれたお子さん(第2子)が満1歳を迎えた年度末の翌日(4月1日)までに、出産前の職に同条件の勤務日数・時間で復帰する場合、上のお子さんは継続して在園することが可能です。

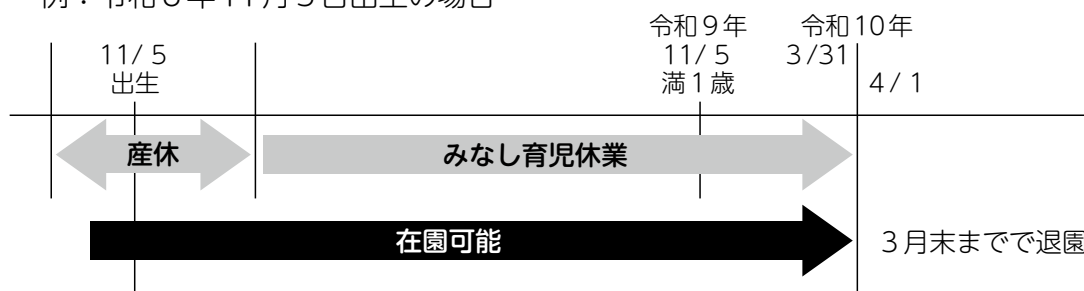
1. 生まれたお子さん(第2子)が満1歳を迎えた年度末の翌日までに復帰する場合

例：令和8年11月5日出生の場合



2. 生まれたお子さん(第2子)が満1歳を迎えた年度末の翌日までに復帰しない場合

例：令和8年11月5日出生の場合



問27 延長保育料の減額・免除の申請はどのような場合に申込みできますか？

答27 延長保育料の減額・免除の項目は以下の通りです。項目によってご提出いただく書類が異なります。詳しくは保育認定・調整課入園担当(☎5432-1200)にお問合せください。

〈減額となる場合〉

- ① 児童が疾病等のため1か月以上継続して休園したとき
(適用期間は最長2か月、一年度につき1回)
- ② 災害により、住宅又は家財に損害を受けたとき

〈再計算によって減額となる場合〉

- ① 主たる稼働者が失業(本人都合による退職は適用外)したとき
(適用期間は3カ月)

〈免除となる場合〉

- ① 里親である ② 生活保護法による保護を受けている

問28 延長保育料の支払いを忘れ、納付書の納期限が過ぎてしまいました。どうすればいいですか？

答28 納期限を過ぎた納付書もそのままご使用いただけます。お近くの金融機関の窓口で早急にお支払いください。なお、支払いが遅れた場合、督促状が届くことがございます。支払い済であれば行き違いですのでご容赦ください。

問29 現在通っている保育園を退園（または区立の延長保育を辞退）したいと考えていますが、手続き方法について教えてください。

答29 保育所等を退園（または区立保育園の延長保育を辞退）する場合は、「退園届 延長保育辞退届」のご提出が必要になります。ご在園中の保育園に退園希望月の月末までに「退園届 延長保育辞退届」をご提出ください。延長保育（月ぎめ）をご利用の方で、月途中の退園・延長保育の辞退をされた場合は、当月1か月分の延長保育料を負担していただきますのでご注意ください。

問30 税資料を提出せず保育料階層が最高階層で算定されています。後から提出した場合、再度算定し直すことはできますか？

答30 年度内に入園担当で税情報の確認が取れた場合にのみ、再算定可能です。年度内に税資料の提出や確定申告を行っていたとしても、入園担当で税情報の確認ができなかった場合は再算定できません。確定申告がお済みでない場合は、お早めに申告していただくようお願いいたします。

問31 保育園に提出する書類はどこで入手できますか？

答31 区内保育園等にもご用意はございますが、区ホームページからもダウンロード可能です。

(1) 世帯状況等変更届〔ページID：1571〕

世帯状況等に変更が生じた際

（例）連絡先に変更が生じた場合（住所・郵便番号など）

勤務先・勤務状況に変更がある場合

（転職および勤務時間、日数に変更がある場合など）

家庭状況に変更がある場合（婚姻・離婚・別居など）

退職する場合、長期休園する場合、出産した場合

(2) 就労証明書〔ページID：1552〕

勤務先・勤務状況に変更がある場合

（転職および勤務時間、日数に変更がある場合など）

(3) 退園届〔ページID：1570〕

退園を希望する場合（※退園希望月の月末までに在園中の保育園に提出）